

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。

また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

令和8年度 後継者イノベーション支援事業 企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度 後継者イノベーション支援事業

2 事業の内容

別添仕様書のとおり

3 予算額（委託上限額）

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、改めて見積書の提出をお願いする。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・群馬県の入札参加制限を受けている期間中のものでないこと。
- ・会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・過去の業務実績等により、本事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ本事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していると証明できること。

6 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年2月5日(木)
- (2) 参加申込期限 令和8年2月16日(月) **17時必着** ※詳細は下記7のとおり
- (3) 質問受付 令和8年2月18日(水) **17時まで** ※詳細は下記8のとおり
- (4) 企画提案書提出期限 令和8年3月3日(火) **17時必着** ※詳細は下記9のとおり
- (5) 結果発表 令和8年3月中～下旬 ※詳細は下記10(2)のとおり

7 参加申込

企画提案に参加を希望する事業者は、「参加申込書(様式1)」を電子メールにより提出する。

- (1) 提出期限 令和8年2月16日(月) **17時必着**
- (2) 提出先 下記12に同じ

※「参加申込書(様式1)」は押印不要。

※メール件名を「(応募事業者名):令和8年度後継者イノベーション支援事業 参加申込」とし、メール送信後には電話にて到着確認をすること。

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和8年2月18日(水) **17時まで**
- (2) 質問様式 質問書(様式2)による
- (3) 質問方法 電子メールによる
- (4) 提出先 下記12に同じ

※件名を「令和8年度後継者イノベーション支援事業質問事項」とすること。

※質問を提出した後は、電話にて到着確認をすること。

- (5) その他 質問に対する回答は、質問書受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に、電子メールにより回答する。質問内容と回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する。(事業者名は公表しない。)

9 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式3)

イ 企画提案書本体(任意様式)

ウ 業務実施体制表(様式4)

エ 実施スケジュール(任意様式)

オ 費用見積書(任意様式)

・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の税込単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

・見積額が上記3の予算額を超えた場合は、失格とする。

カ 会社概要

キ 法人履歴事項全部証明書（＊）（3カ月以内に発行されたもの）

ク 決算書（＊）（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

ケ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（＊）

コ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

サ 個人情報管理体制の確認書（様式7）

シ その他参考となる資料（適宜）

※＊印の付いた書類については、「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

※提出書類は全て押印不要。

（2）提案書の記載事項

提案書等の作成にあたっては、「令和8年度 後継者イノベーション支援事業 仕様書」の内容並びに審査基準を踏まえ、以下事項を中心に設計の考え方、ねらい、工夫点等がわかるように記載すること。

① 本事業に対する基本方針・理解

- ・事業の目的（アトツギの意思形成、経営能力の育成、新規事業等の創出）に対する理解
- ・後継者や後継予定者（以下、「アトツギ」という。）が置かれている現状や構造的課題に対する認識

② 全体管理・実施体制

- ・事業全体を統括する責任者及び実施体制
- ・類似事業の実績や本事業に活かせる知見

③ 参加アトツギの掘り起こし、募集・選定

- ・潜在的なアトツギを含めた参加者募集の考え方
- ・参加者確保に向けた募集方法の工夫、独自に有する県内事業者とのチャンネル等

④ プログラム内容

- ・プログラムごとの参加者の想定イメージ
- ・企画のねらい、効果
- ・参加アトツギ確保に向けた工夫

⑤ 実施スケジュール

- ・各プログラムの実施スケジュール
- ・参加者の募集開始のタイミングなど、より具体的な全体の工程イメージ

（3）提出方法・提出期限

ア 提出方法 電子メールによる

※メール件名を「（応募事業者名）：令和8年度 後継者イノベーション支援事業 企画提案書」とし、メール送信後には電話にて到着確認をすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法を事前に県へ相談すること。

イ 提出期限 令和8年3月3日（火）**17時必着**

(4) 提出先

下記 12 に同じ

(5) 応募書類の取扱い

- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

- ・ 応募書類の作成・提出等、企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかに群馬県に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・ 群馬県は、提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることができる。
- ・ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

10 審査

提出書類の確認ののち、以下の基準により企画提案書の書面審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を委託契約の優先交渉者として決定する。

(1) 審査基準

- ① 事業趣旨・目的の理解に関すること（20点満点）
 - ・ 本事業の目的を正しく理解しているか。
 - ・ アトツギが抱える課題を明らかにし、その解消に向けた提案となっているか。
- ② 全体管理・実施体制に関すること（10点満点）
 - ・ 支援の実施に十分な人員が確保されているか。
 - ・ 類似事業の実績、ノウハウがあるか。
- ③ 参加アトツギの掘り起こし、募集・選定に関すること（20点満点）
 - ・ 本事業の募集情報を効果的な方法で対象の事業者にも周知し、応募につなげることができるか。
 - ・ 実施する支援プログラムに応じて支援対象となるアトツギ像を設定し、成長意欲の高いアトツギを選定することができるか。
- ④ 支援プログラムに関すること（30点満点）
 - ・ アトツギコミュニティの拡大や支援プログラムへの接続を踏まえ、アトツギの掘り起こしが期待できる内容となっているか。また将来的なアトツギコミュニティの自走化に向け、多様な主体を巻き込む工夫があるか。
 - ・ 後継者育成プログラムは、アトツギの経営リテラシーの向上、経営者の育成に向けた効果的な内容となっているか。
 - ・ 新規事業の創出等の個別支援は、アトツギが挑戦する取組を支援し、事業の存続、成長につな

がる効果的な内容となっているか。

⑤ 積算に関すること（事業実施に係る金額の妥当性）（10点満点）

⑥ 総合評価（全体的な整合性）（10点満点）

(2) プロポーザル結果の公表について

プロポーザル結果の公表は、令和8年3月中～下旬に群馬県ホームページ上で行うとともに、全ての応募事業者に対し通知する。なお、電話での問合せには応じない。

11 契約

- ・ 上記10において選定された者を委託契約の優先交渉者とする。
- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・ なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・ 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

12 応募先及び問い合わせ先

(1) 名 称 群馬県 産業経済部 地域企業支援課 パワーアップ推進係

(2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

(3) 連絡先 電話 027-226-3342

E-mail kigyouka@pref.gunma.lg.jp